

監査結果公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求については、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成15年3月20日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	松岡 光代
同	水野 幹郎
同	森 真寿朗

第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成15年1月23日
- 2 請求人 四日市市在住 山下 敏男
- 3 請求の要旨

監査請求書に記載されている事項から請求の要旨を次のように解した。

四日市市は近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）の不正請求に対し、以下の理由により損害賠償請求の監査を求める。

- (1) 羽津茂福4号幹線水路築造工事（以下「幹線水路工事」という。）に伴う名古屋線霞ヶ浦～近鉄富田間幹線水路築造工事に伴う線路近接作業（以下「線路近接作業」という。）について、幹線水路工事は、全く夜間は実施されていないのに夜間の立会費も含まれており、予算明細書にも、夜間13人、昼間21人となっている。夜間立会費は不正、詐欺請求であると考えるので夜間立会費の返還を求めること。
- (2) 請求人が見た若い職員は、一時間後に姿はなかった。ほんの少しの間現場に来てしばらくして帰る状態であり、立会費1人、1日金5万円は過大であり昼間も含めて減額を請求すること。
- (3) 電灯ケーブル取替工事（金2,038,000円）とあるが、あくまでも防護であって、新品と取替えるのは不正工事である。電灯ケーブルは単に電力会社がやるように黄色のビニール筒を被せるだけで充分であり、電灯ケーブルの新品取替費の全額返還を求めること。
- (4) 通信ケーブル防護工事は、防護は何もしていないので、全額返還（金1,380,000円）を求めること。
- (5) 事務費も約5%となっているが、約2%で良いと思われる。
- (6) 監督員費も、全く不明かつ不正である。

以上により、四日市市（以下、「市」という。）は近鉄に対し、本件線路近接作業の不正請求の損害賠償を請求せよとの監査を求める。

請求の事実を証明する書面としては、市と近鉄と線路近接作業についての承認書に基づく鉄道施設防護工事についての協定書の写し、線路近接作業（平成13年度分）精算総括書の写し、線路近接作業予算明細書の写し、公文書部分開示決定通知書の写しが提出された。（内容及び記載については省略した。）

4 請求の受理

本件措置請求について、平成15年1月23日付けで受理した。

第2 監査の実施

本件措置請求について、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部局の事情聴取

平成15年2月14日に関係書類の提出を求め、下水道部長、下水建設課長他1名から事情聴取を行った。

2 監査対象事項

請求人のいう線路近接作業に伴う委託料の支出について不正な請求による損害賠償を求める必要があるかどうか。また、違法又は不当な公金支出があるか否かを監査対象事項とした。

3 事実関係

(1) 鉄道施設防護工事のため平成13年7月18日(下建第173号)四日市市長から近鉄名古屋営業局長へ工事施工協議書を提出している。

(2) 施工協議において、線路側の鋼矢板打込みは基本的に夜間鉄道休電時間帯の施工とすることになっている。

(3) 線路近接作業にあたって平成13年9月13日名施乙第53号により近鉄名古屋営業局長から四日市市長に対し承認文書が出されている。

(4) 鉄道施設防護工事等について平成13年9月13日四日市市長と近鉄名古屋営業局長は承認書に基づき協定書を締結している。

近鉄が施工する工事に要する費用は概算総額5,347,000円(信号2,038,000円、通信1,380,000円、事務費274,000円、監督員費103,000円、立会費1,552,000円)とし、全額四日市市が負担するものとする。

(5) 線路近接作業の精算について平成14年3月20日近鉄名古屋営業局長から四日市市長に精算書が提出されている。精算額5,177,500円(信号1,864,000円、通信1,270,000円、事務費274,000円、監督員費102,200円、立会費1,667,300円)

(6) 工事完了等の事実

ア 工事の事実

- ・電灯ケーブル取替工事 電灯ケーブル取替680m等
- ・通信防護工事 通信ケーブル防護320m等

イ 立会監督の事実

- ・立会人数 昼間25人、夜間12人
- ・監督員数 夜間2人

(7) 夜間工事の事実

線路近接作業の精算書及び幹線水路工事の夜間工事写真

(8) 公金の支出の事実

協定締結時 平成13年11月27日3,740,000円を支出(支出命令書)

精算時 平成14年3月28日1,437,500円を支出(支出命令書)

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張する不正な請求の事実は認められない。よって本件措置請求は理由がないものとして棄却する。

理 由

以下、その理由について述べる。

都市計画下水道事業羽津茂福都市下水路（以下、「羽津茂福都市下水路」という。）は、浸水対策として、平成元年11月13日流域関連四日市市第17号公共下水道（羽津茂福排水区）として都市計画決定し、平成11年4月2日三重県知事より都市計画法による事業認可を受けて羽津茂福都市下水路として事業を進めている。このうち羽津茂福4号幹線水路（以下、「4号幹線水路」という。）は、羽津茂福都市下水路集水区域320haのうち大字茂福の農業地域と住宅地域42haを集水区域とする重要な幹線であり、南富田町から茂福町一帯の地域の浸水対策として計画された幹線水路である。このうち4号幹線水路工事については、近鉄線路に近接する工事であることから工事に先立ち国土交通省（旧建設省）制定の建設工事公衆災害防止対策要綱（以下、「公衆災害防止要綱」という。）第28に「起業者は、軌道敷地内又は軌道敷地内に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、あらかじめ軌道経営者と協議して、工事中における軌道の保全方法について事前協議する」と規定しているところに基づき、あらかじめ鉄道事業者である近鉄と工事中における鉄道の保全方法等について施工協議し、鉄道施設防護工事を委託している。以下、請求人の主張について個々に述べる。

- (1) 「幹線水路工事は全く夜間実施されていないのに、夜間立会費が請求されている。不正、詐欺請求であり夜間立会費の返還を求めるべき」と請求人は主張しているが、公衆災害防止要綱第28に基づいて水路築造工事の事前協議を行い、この協議の中で夜間鉄道休電時間帯の夜間工事の実施、近鉄係員立会いのもとでの施工実施、また、幹線水路工事に対する近鉄係員立会費、人数が取り決められ、予算明細書にも明記されている。工事完了時の実施結果の精算においても立会年月日、夜間立会12人、昼間25人の立会記録の実績が精算書に併せて提出されている。また、幹線水路の夜間工事の写真も存置している。この工事立会は鉄道安全確保の観点から当然行われるべき必然性があり、これ等の経過書類等を総合的に勘案すれば、請求人の「夜間工事は全く実施されていないのに夜間立会費は不正、詐欺」という主張は認められない。
- (2) 「立会費が一人5万円は過大であり減額を請求すべきである」と請求人は主張しているが、その妥当性についての根拠については、立会いに係る労務単価は延べ37人で計1,667,300円であることから平均45,062円となり、請求人のいう50,000円は錯誤である。平均労務単価45,062円は諸経費を含んだ単価であり、諸経費を除くと39,862円である。労務単価については、近鉄職員の立会者を職務能力及び経験年数から判断すると、市が採用している公共工事設計単価とほぼ同等であることから、請求人の「立会費が一人5万円は高く過大」とする主張は認められない。
- (3) 「電灯ケーブル取替工事において防護であり、新品と取り替えるのは不当」と請求人は主張しているが、公衆災害防止要綱第28の軌道敷に近接した工事についての事前協議において「工事中における架線等の支持方法、架線の取り外しを行う必要の有無、取り外し方法等軌道などの保全」について施工協議し、これに基づき電灯ケーブルの取替工事を実施している。夜間の休電時間午前1時から4時までの3時間という限られた時間の中で作業を安全に施工するため、既設ケーブルを一定の長さで切って落としている。長いままでは、作業時間が長時間になり、工事箇所の安全が確保できないことから、電灯ケーブルを新品と取り替えるのは正当な工法であり、作業の効率性や安全性の観点からも請求人の不当とする主張は認められない。

また、「電灯ケーブルは単に黄色のビニール筒を被せるだけでよい」と請求人は主張しているが、今回請求された箇所の在来の電灯ケーブルが細い単芯ケーブル2条であり、防護管による防

したうえ仮設電灯ケーブルを395m設置したものである。これらの取替工事は、断線等の危険回避や線路近接による工事の特殊性から安全面に細心の注意を払い万全を期することが必要であり、公衆災害防止要綱第28の事前協議に基づいて実施しており、「単に黄色のビニール筒を被せるだけでよい」との主張は認められない。

- (4) 「通信ケーブル防護工事の防護は何もしていない」と請求人は主張しているが、通信ケーブルの防護のため、幹線水路工事箇所において茶色のケーブルカバーを使用したとの報告を受け市工事監督職員も防護カバーがかけられている事実を確認している。また、本件精算書の明細書にも通信ケーブル防護工事の防護が記載されており、請求人の「防護は何もしていない」との主張は認められない。
- (5) 「事務費5%は2%でよい」と請求人は主張しているが、工事を遂行するためには当然直接工事費のみでなく間接的な工事の管理部門経費は必要であり、一律に近鉄沿線の他自治体等に対しても同様の対応をしており、請求人の「事務費は2%でよい」という根拠の開示もなく採用できない。
- (6) 「監督員費も全く不明かつ不正である」と請求人は主張しているが、幹線水路工事にあって、鉄道防護工事が必要なため公衆災害防止要綱第28に基づいて事前協議を行い、工事中における鉄道の保全方法等を決定し、線路近接作業の監督員費を含む費用の負担について協定書を締結している。監督員費は、市の幹線水路工事に伴って発生した線路信号電灯ケーブル及び通信ケーブルの近鉄の行う防護夜間工事に対する現場監督に必要な人件費である。その実績として監督員の作業内容、監督年月日、監督人数を記録した報告書が市に提出され、協定書の条理に基づく費用負担の実績を市は確認していることから、請求人の「監督員費も不明かつ不正である」という主張は認められない。

よって近鉄に不正請求があったとは認められず四日市市が近鉄に損害賠償を請求する理由も根拠も見当たらない。

以上により、請求人が平成15年1月23日付けで提起した法第242条第1項の規定に基づく当該措置請求には、請求人の主張はいずれも理由がないものとして判断し棄却する。